

だんじょきょうどうさんかく

すいしん

男女共同参画・ダイバーシティ推進

NEWS

No.2

2024年11月発行

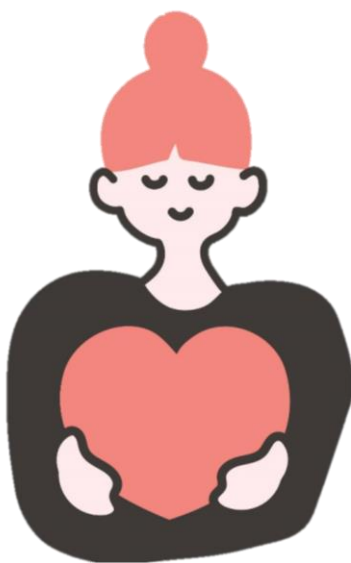
編集・発行：
つくば市ダイバーシティ推進室

もしものとき、これだけは忘れないでください

「あなたは悪くない」

ドメスティックバイオレンス

DV・性暴力について
知っておこう



ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）について、日本では「配偶者・パートナーや交際相手など親密な関係（元配偶者・パートナーや元交際相手も含む）にあるものからふるわれる暴力」という意味でつかわれています。配偶者やパートナーからの暴力は家庭内で行われるため、潜在化しやすく、暴力がエスカレートしやすい傾向にあります。『配偶者暴力防止法』では被害者の性別を限定していませんが、暴力の被害者には女性が多いのが現状です。DVは、相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、時には犯罪となり得る行為です。

毎年11月12日から25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性の人権を守るため

『女性に対する暴力をなくす運動』

夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

一人一人の人権が尊重される社会をめざすために克服すべき重要な課題とされています。



パープルリボンってなに？



「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
を目指すアウェアネス・リボンです。
こどもや暴力の被害者にとって、世界を安全な
ものとするを目的として1994年アメリカで
近親姦やレイプの被害者によって生まれました。

知っていますか？ これらはDVにあたります

身体的DV

- 殴る・たたく
- 突き飛ばす
- 髪を引っ張る
- 引きずり回す
- 首をしめる
- 物を投げつける …など

精神的DV

- 罵詈雑言を浴びせる
- 発言権を与えない
- 長時間説教をする
- 無視し続ける
- 人格を否定する
- 自殺すると脅す …など

社会的DV

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話やメールをチェックする
- 行動を終始監視する …など

経済的DV

- 生活費を渡さない
- 外で働く事を妨害する
- 勝手に借金を作り、返済を強要する …など

デートDV

- 友達と話したり会ったりしようとする和不機嫌になる
- 自分の好みの服装を強要する
- 無理やり体を触ってきたりキスをしてくる
- デートの費用を負担させてくる、借りたお金を返さない …など

注：交際相手との間で起こる暴力です。大人だけでなく、子ども間でも起きる可能性があります。

子どもを巻き込んだDV

- こどもの前で暴力をふるう
- こどもを取り上げようとする
- こどもに危害を加える
- こどもの前で非難する …など

注：こどもの前でDVが行われること（面前DV）は、こどもへの心理的虐待にあたります。

性的DV

- 望まないセックスを強要する
- 避妊に協力しない
- 人工妊娠中絶を強制する
- 無理にポルノを見せる …など

注：年齢や性別にかかわらず起こり、身近な人や配偶者・パートナー、交際相手の間でも起こりうる行為です。



注：例示した行為は相談の対象となり得るものを記載しています。すべてが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。

「私にも悪いところはある」
「私さえ、我慢すれば」



そう思っていないですか？

相手は、いろいろな暴力であなたをコントロールしているのかもしれませんが。

少しでも不安があるなら、一度立ち止まって
「あなた」と「パートナー」との関係を考えてみませんか？

あなたとパートナーの関係はどうですか？

チェックが複数ある場合、あなたの勇気ある一歩が必要かもしれません。

- ☐ 相手を怖いと思う
- ☐ うまくいかないことがあると、あなたのせいにする
- ☐ あなたがセックスに応じることを当然だと思う
- ☐ 相手の期待通りにしなければ、悪いと思う
- ☐ 相手の機嫌が悪いと自分に非があると思う
- ☐ あなたを傷つけたあと、人が変わったように優しくなる



暴力被害にあうと…？

暴力の被害にあった多くの人が経験する、暴力というストレスに対する心理的な反応です。

- ☐ 暴力を受けた場面が、とつぜん頭にうかんでくる
- ☐ なかなか眠れない
- ☐ 神経が過敏になり、ちょっとしたことでドキッとする
- ☐ なにかわるいことが起こりはしないかと心配だ
- ☐ 何をするのもめんどろで、やる気がおこらない
- ☐ 気持ちが落ち着かず、じっとしていられない



もしものときに知ってほしい 性暴力のこと

性暴力とは、あなたの気持ちに反して、あなたの同意なしに行われる性的な行為です。相手がどのような人（家族、友人、知人、配偶者・パートナー、交際相手、そのほかの人）でも、場所がどこでも、あなたの意思に反して行われる行為を含みます。誰かと性的な行為を持ったとき、相手とあなたが対等な関係でなかったり、「嫌だ」といえない状況であったりしたなら、本当の同意があったことになりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことになりません。

このように、同意のない性的な行為は、犯罪となる場合があります。

性暴力ってどんなこと？

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- プライベートゾーンを触られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- 避妊に協力してくれない
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた
...など



注：性犯罪の法律について、詳しくは法務省のHPをご覧ください。



性暴力に対するよくある思い込み

若い女性だけが被害にあう？

男性も被害にあっています。こどもや高齢者の被害もあり、相手が異性でも同性でも同意のない性的行為は性暴力です。

夜遅くに知らない人に突然襲われる？

性暴力の被害は時間や場所を問わず発生しています。また、加害者の約8割は顔見知りです。友人の間や配偶者・パートナーの間、交際相手の間でも被害にあうことがあります。

露出度が高い服を着ていたせい？

どのような服装でも被害にあうことがあります。悪いのは加害者です。

もしも、友人や家族、知人が被害にあったらどうする？

● 身近な人ができること



- 被害者が安全な場所にいるかを確認してください。
- 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。
- 信じて話を聞いてあげてください。気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください。



● 身近な人が気を付けてほしいこと



- 被害者の話を疑ったり、否定したりしない。
- 被害者を責めない。
- 自分の動揺した気持ちをそのまま被害者にぶつけない。
- 被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言したり、話を進めたりしない。
- 安易に共感を示さない。励まさない。鼓舞しない。



もしものときに知ってほしい 相談先のこと

つくば市の相談先

相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話・面談	つくば市女性のための相談室	電話相談専用： 029-856-5630	電話相談（予約不要） 毎週月曜日10:00～16:00 （祝日及び年末年始を除く） ※相談時間はお一人50分です。
		面談相談予約： 029-854-8515	面談相談（予約制） 毎週火・金曜日10:00～16:00 （祝日及び年末年始を除く） ※相談時間はお一人50分です。

DVなどに関する相談先

相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話	DV相談ナビ （内閣府）	全国共通 #8008 （はれれば）	24時間受付 ※最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。
電話	女性専用相談電話 （茨城県警察）	029-301-8107	24時間受付 ※DVやストーカーなどの被害に遭った女性からの相談を受け付けています。 ※女性警察官が対応します。

性暴力被害に関する相談先

相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話	性犯罪被害相談電話相談 「勇気の電話」 （茨城県警察）	全国共通 #8103 （ハートさん） または 0120-21-8103	24時間受付 ※全国共通の番号にかけると発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。 ※平日8:30～17:15は女性のカウンセラーが対応します。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※上記時間帯以外は当直の女性警察官が対応します。
電話	性暴力被害者 サポートネットワーク茨城 （（公社）いばらき被害者支援センター）	全国共通 #8891 （はやくワンストップ） または 0120-8891-77 もしくは 029-350-2001	24時間受付 ※全国共通の番号にかけると発信場所から最寄りの相談窓口に自動転送します。 ※平日9:00～17:00は女性相談員が対応します。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く） ※上記時間帯以外は内閣府コールセンターにつながります。
チャット メール	Curetime(きゅあたいむ) （内閣府委託事業）	URL: https://curetime.jp/ ※右のQRコードからアクセスできます。	毎日 17:00～21:00 

詳細はこちら

DV及び性暴力被害の相談先

相談方法	相談窓口名称	電話番号など	相談日・時間
電話	よりそいホットライン （（一社）社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338	24時間 通話料無料 ※電話をかけると音声ガイダンスが流れます。 ガイダンスに従って相談したいことの番号を選んで押してください。

『もしものとき』これだけは忘れないでください。

「あなたは悪くない」

あなたのからだところは、あなた自身のものです。
“いつ” “どこで” “だれと” どのような性的な関係を持つかは

あなたが決めることです。



本稿は内閣府男女共同参画局作成の啓発パンフレット等を参考に作成しました。